

A・労働者に占める女性労働者の割合 : 68.5%

B・男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (%) (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	75.7%
正社員	80.2%
パート・有期社員	113.5%

対象期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

正社員：全社員

パート・有期社員：契約社員、嘱託社員、パートが該当

賃金：通勤手当等を除く

※パート労働者については、正社員の所定労働時間（1日8時間）で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。

C・男女の平均継続勤続年数の差異

区分	平均勤続年数
男性	6年9か月
女性	5年6か月